

公 告

下記の通り、「利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務に関する協定（R3・4・5年度）」の締結希望者を募集するので公告します。

締結希望者は、下記により申請書を作成して提出をお願いします。

令和3年1月19日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長
永田 雅一

記

1. 協定の目的

この協定は、利根川水系砂防事務所防災業務計画等に基づき、利根川水系砂防事務所管内において発生した災害時の応急対策業務（以下「業務」という）に関し、これに必要な建設機材、建設資材、労力（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

甲：国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長 永田雅一

乙：災害協定締結会社

災害：洪水、地震ほかで発生した災害

業務：災害における応急対応

2. 協定の内容

(1) 協定書（案） 別紙-1のとおり

(2) 協定区域図 別紙-2のとおり

- ①吾妻川区域
- ②片品川区域
- ③烏川区域
- ④神流川区域
- ⑤浅間山区域

(3) 協定の締結期間 2021年4月1日から2024年3月31まで

3. 申請者の要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 2. (2) ①②③④においては関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）、2. (2) ⑤においては関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）または北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）または中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）（以下「当該地方整備局」という）の令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事B, C, D等級且つ維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局の長（以下「当該局長」という）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 地理的条件
2. (2) ①②③④においては群馬県内、2. (2) ⑤においては長野県内に建設業法に基づく本店を有すること。
- (5) 平成17年4月1日以降に関東地方整備局管内または長野県内で元請けとして完成・引渡が完了した砂防工事の施工実績を有すること。
砂防工事：砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事
- (6) 当該地方整備局発注工事で、当該工事工種（河川・砂防工事）における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

4. 申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 本協定の締結希望者は、3.に掲げる申請者の要件を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、利根川水系砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書類を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。
- (2) 申請書類
- 1) 申請書 別記様式－A
2) 調査票 別記様式－B～K
- (3) 様式の交付期間、場所及び方法

利根川水系砂防事務所経理課契約係にて交付する。交付期間は令和3年1月19日（火）から令和3年2月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体（CD-R）を持参すること。

また、利根川水系砂防事務所公式ウェブサイトでもダウンロード可能である。

（URL: http://www.ktr.mlit.go.jp/tonesui/tonesui_index001.html）

（4）申請書類の提出

申請書類は希望する協定区域が複数の場合はそれぞれに作成し、次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・希望する協定区域名の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。

ファイル形式：
• Microsoft Word
• Microsoft Excel
• Just System一太郎
• PDF（契約書の写し、表彰状、工事成績評定通知書、認定証、別記様式B～Kの添付資料及び4.（5）、4.（6）6）に記載の書類に限る）

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

令和3年1月19日（火）から令和3年2月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出場所

〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所経理課契約係

TEL 0279-25-4023

電子メール ktr-kt4131a@mlit.go.jp

（5）記載する工事のC O R I N S（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、C O R I N S等での記載内容で同種の工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

（6）その他

- 1) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 利根川水系砂防事務所長は、提出された申請書及び資料を、申請資格の確認以外に無断で使用することはない。

- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。
 - ①提出方法
持参またはメールによるものとする。
 - ②受領期間
令和3年1月19日（火）から令和3年2月5日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。
 - ③提出場所
上記4. (4) 3) に同じ。
- 6) 令和3年1月19日（火）時点において、直轄の他事務所または他機関との「災害時における応急対応等に関する協定（覚書等）」について有効なものがあれば、この協定書（覚書等）の写しを提出すること。
- (7) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

5. 協定締結者の決定に関する事項

- (1) 協定締結者は、3. の要件を満たす業者とする。
なお、災害発生時における業務指示順の参考とするため、別表－1に示した評価項目による評価点で順位付けを実施する。
- (2) 協定の締結及び非締結に関する通知は、令和3年3月3日（水）を予定している。

※記載の（ア）、（イ）、（ウ）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務 に関する協定書（R3・4・5年度）（案）

協定区域：（ア）区域（（イ）管内）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長 永田雅一（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)とは、洪水、地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急対応の実施に際し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利根川水系砂防事務所防災業務計画等に基づき、利根川水系砂防事務所管内において発生した災害時の応急対策業務（以下「業務」という）に関し、これに必要な建設機材、建設資材、労力（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、（ア）区域内（（イ）管内）（図-1のとおり）とする。

（出動要請の内容）

第3条 甲が出動を要請する業務の内容は、以下の通りとする。

- ① 応急復旧対策の実施
- ② 災害対策機器等の稼働に対する支援
- ③ 建設資機材等の提供・運搬

（緊急連絡体制）

第4条 乙は協定締結後速やかに、この協定に関する連絡窓口担当者及び緊急時の出動要請連絡先を定め、その名簿（別記様式-1）を甲に提出するものとする。

また、乙は、提出した内容に変更が生じた場合、遅滞なく甲に提出するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 甲は、（ア）区域内に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面（別記様式-2）又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに甲の指示による業務を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるとともに、直ちに甲に対し、連絡場所等を含め書面（別記様式-3）により通知するものとする。

（業務の指示）

第6条 業務の指示は、甲が行うものとし、（ウ）は監督を行う。乙または現場責任者は、業

※記載の（ア）、（イ）、（ウ）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

務の方法について（ウ）へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 7 条 乙または現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに（ウ）へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第 8 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに（ウ）に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、業務途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（契約の締結）

第 9 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（建設資機材等の通知、報告）

第 10 条 乙は、予め災害に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面（別記様式－4）により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面（別記様式－4）により乙に通知するもとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 11 条 甲及び乙は、本協定でいう業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（実施範囲の特例）

第 12 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

（費用の見積書の提出）

第 13 条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用について、見積書を甲に提出するものとする。

（損害の負担）

第 14 条 業務の実施に伴い、甲、乙または双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または建設資機材等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議して定めるものとする。

※記載の（ア）、（イ）、（ウ）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

（訓練・研修等の実施）

第15条 乙は、災害協定上の業務を円滑に遂行するため必要な訓練・研修等について、甲乙協議のうえ、実施するものとする。

（有効期限）

第16条 この協定の有効期限は、2021年4月1日から2024年3月31日までとする。

（協定の解約）

第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ、協定を解約できるものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第19条 乙が、関東地方整備局長または北陸地方整備局長または中部地方整備局長から地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

（雑則）

第20条 この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2021年3月 日

甲 群馬県渋川市渋川121-1

国土交通省関東地方整備局

利根川水系砂防事務所長

永田 雅一 印

乙

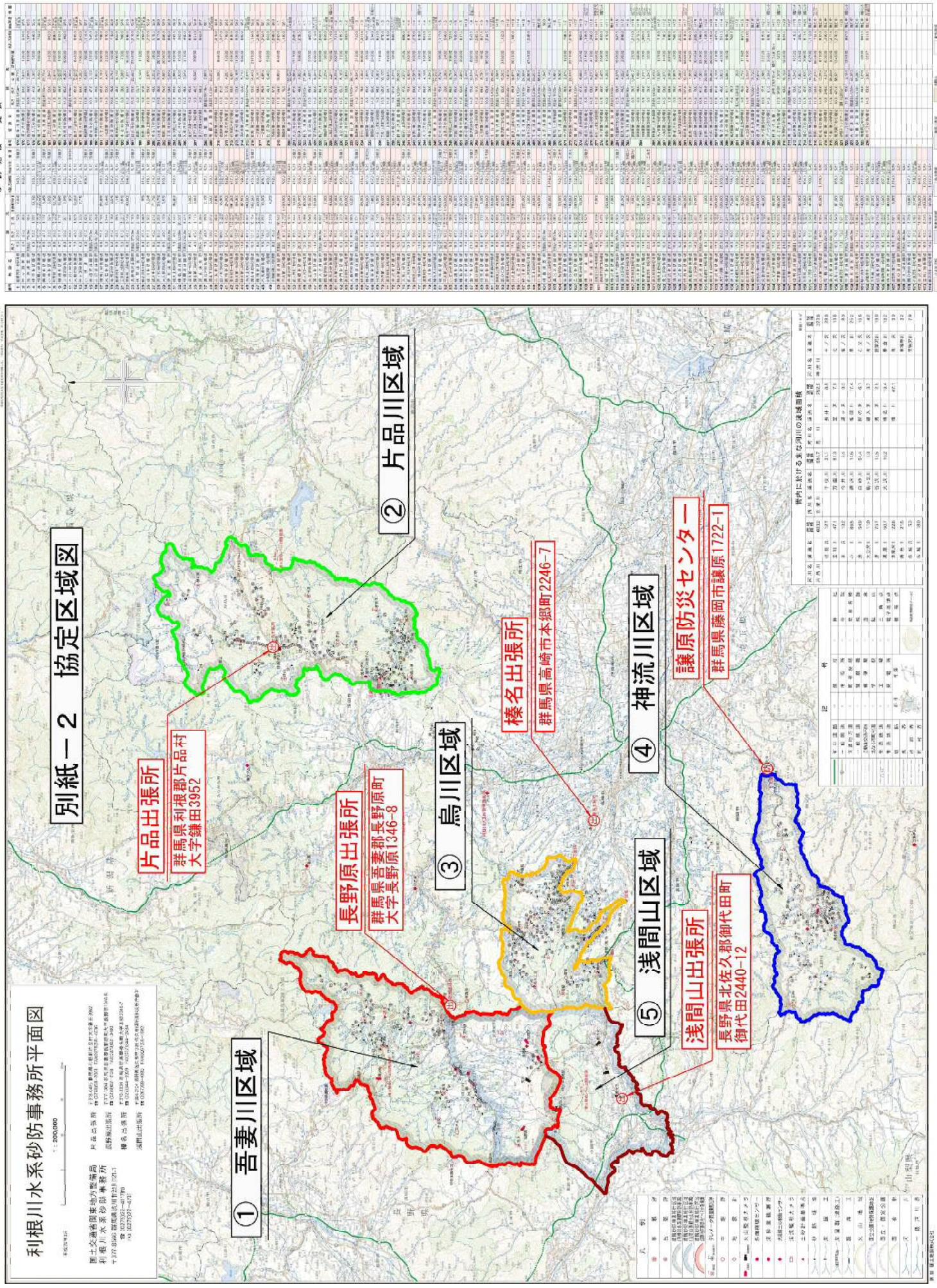
印

※記載の（ア）、（イ）、（ウ）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

※記載の（ア）、（イ）、（ウ）について

それぞれ協定区域毎に下記の通り読み替えるものとする。

協定区域	(ア)	(イ)	(ウ)
吾妻川区域	吾妻川	長野原出張所（砂防） 浅間山出張所（火山）	長野原出張所長（砂防） 浅間山出張所長（火山）
片品川区域	片品川	片品出張所	片品出張所長
烏川区域	烏川	榛名出張所	榛名出張所長
神流川区域	神流川	榛名出張所	榛名出張所長（砂防） 建設監督官（地すべり）
浅間山区域	浅間山	浅間山出張所	浅間山出張所長



協定締結参加申請書

令和 3年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長
永田 雅一 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

印

令和3年1月19日付で公告のありました「利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務に関する協定(R3・4・5年度)」に参加したく申請書類を提出します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、問い合わせ先は下記のとおりです。

希望する協定区域 : 〇〇〇区域

担当者 : 〇〇 〇〇
(ふりがな)

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇【(内)〇〇〇】

砂防工事の施工実績

会社名:○○○○建設株

同種工事の条件		平成17年4月1日以降に完成し引渡しが完了した砂防工事の施工実績 砂防工事:砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事
工事名称等	工事名称	○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○～○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○○月○○日～平成○年○○月○○日
	受注形態等	単体／○○・○○JV(出資比率○○%)
工事概要	構造物形式 規模・寸法等	(ア)
	設計条件	・施工方法その他技術的な特記事項等記載する。 ・安全対策、環境対策等について記載する。

注) 砂防工事の施工実績については、関東地方整備局管内または長野県内で元請けとして完成・引き渡しが完了したものとし、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期受注形態等の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で砂防工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等工事内容が確認できる資料を必ず添付すること。

注) 砂防工事の施工実績について、大臣官房官庁営繕部(旧建設省を含む。)又は地方整備局(旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

別記様式-C

近隣地域による施工実績

会社名:○○○○建設(株)

近隣地域内工事の条件		平成22年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した当該県内における一般土木工事で、受注金額が500万円以上の施工実績があれば1件記載する。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。
近隣地域内の施工実績の有無		あり なし (どちらか一方を記入すること)
工事名称等	工事名称	○○○○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○ ~ ○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)

注) 当該県とは、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域・片品川区域・鳥川区域、・神流川区域においては群馬県、浅間山区域においては長野県とする。

注) 近隣地域内工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等工事内容が確認できる資料を必ず添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

(用紙A4版)

別記様式-D

「優良工事表彰」の有無

会社名:○○○○建設(株)

優良工事表彰の有無		あり なし (どちらか一方を記入すること)
工事 名称 等	工事名称	○○○工事
	優良工事表彰	○○○事務所長(令和〇年〇月〇日)
	発注機関名	国土交通省関東地方整備局○○事務所
	受注形態等	単体／〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)

注) 提出する実績は1件(令和2年度に受けた表彰に限る)とし、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域・片品川区域・烏川区域、・神流川区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)、浅間山区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)または北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)または中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注工事における表彰とする。

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること

注) 記入欄の表示は記入例である。

「安全管理優良受注者表彰」の有無

会社名:○○○○建設(株)

安全管理優良受注者表彰の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること)
工 種	一般土木工事
受 賞 年 月 日	令和〇年〇月〇日

注) 提出する実績は1件(令和2年度に受けた表彰に限る)とし、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域・片品川区域・鳥川区域・・神流川区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)、浅間山区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)または北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)または中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注工事における表彰とする。

注) 安全管理優良受注者表彰であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること
注) 記入欄の表示は記入例である。

別記様式-F

地 域 特 性

会社名:○○○○建設株

協定区域名	該当する本店の名称と住所	担当出張所等 までの距離 (km)
	(本店) 名称: 住所:	km

- 注) 本店、担当出張所等、移動ルートを記したルート図(一般道利用)を必ず添付すること。
 ここでいう一般道とは国道・県道・市町村道で明らかに一般道と判断できない場合は評価しない。(様式は自由)
- 注) ルート図の添付がない場合は評価しない。
- 注) 担当出張所等までの距離は0.1km単位(0.1位未満切り捨て)とする。
 <例 15.88 → 15.8km>

注) 別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域および神流川区域の場合は下記()内の※の出張所等についても()書にて距離を記載し、ルート図を添付する。(同一図面でも可)

吾妻川区域

長野原出張所:群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1346-8
 (※浅間山出張所:長野県北佐久郡御代田町御代田2440-12)

片品川区域

片品出張所:群馬県利根郡片品村大字鎌田3952

烏川区域

榛名出張所:群馬県高崎市本郷町2246-7

神流川区域

榛名出張所:群馬県高崎市本郷町2246-7
 (※譲原防災センター:群馬県藤岡市1722-1)

浅間山区域:

浅間山出張所:長野県北佐久郡御代田町御代田2440-12

別記様式-G

建設資機材等の保有状況

会社名:○○○○建設株

建設資機材等の保有状況は、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の所有量である。				
労 力	出動可能人員 : 自 社 下請会社 計	人 人 人		
建設機械	自社 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 担当出張所等まで〇〇km 下請会社 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 担当出張所等まで〇〇km		リース契約会社 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 担当出張所等まで〇〇km	
ブルドーザ トラクターショベル	(機種別、重量又はバケット容量別の台数) ブルドーザ〇〇t 自社持ち分 下請会社分 トラクターショベル〇m3 自社持ち分 下請会社分	台 台 台 台	(機種別、重量又はバケット容量別の台数) ブルドーザ〇〇t トラクターショベル〇m3	台 台
ダンプトラック	(積載重量別の台数) 〇〇t 自社持ち分 下請会社分	台 台	(積載重量別の台数) 〇〇t	台
バックホウ	(バケット容量別の台数) 〇.〇m3 自社持ち分 下請会社分	台 台	(バケット容量別の台数) 〇.〇m3	台
トラッククレーン クローラークレーン	(機種別、公称吊上げ重量別の台数) トラッククレーン 〇〇t 自社持ち分 下請会社分 クローラクレーン 〇〇t 自社持ち分 下請会社分	台 台 台 台	(機種別、公称吊上げ重量別の台数) トラッククレーン 〇〇t クローラクレーン 〇〇t	台 台

建設資材	<p>自社 保管場所:○○市○○町○○ 該当出張所等まで○○km</p> <p>下請会社 会社名称: 会社住所:○○市○○町○○ 保管場所:○○市○○町○○ 担当出張所まで○○km</p>	<p>リース契約会社 会社名称: 会社住所:○○市○○町○○ 保管場所:○○市○○町○○ 担当出張所等まで○○km</p>
土砂	<p>(土質毎の数量) 砂質・レキ質土 自社持ち分 下請会社分 粘性土 自社持ち分 下請会社分</p> <p>計</p>	<p>(土質毎の数量) 砂質・レキ質土 粘性土 計</p> <p>千m3 千m3 千m3 千m3 千m3</p>
粒調碎石・切込み碎石・玉石等	<p>(種別毎の数量) 切込み碎石 自社持ち分 下請会社分 玉石 自社持ち分 下請会社分</p> <p>計</p>	<p>(種別毎の数量) 切込み碎石 玉石 計</p> <p>百m3 百m3 百m3 百m3 百m3</p>
ブルーシート類	<p>(種類毎の数量) 1800×5400 自社持ち分 下請会社分</p> <p>3600×7200 自社持ち分 下請会社分</p> <p>計</p>	<p>(種類毎の数量) 1800×5400 3600×7200 計</p> <p>百枚 百枚 百枚 百枚 百枚</p>
土のう袋類	<p>(種類毎の数量) 普通土のう袋 自社持ち分 下請会社分 大型土のう袋 自社持ち分 下請会社分</p> <p>計</p>	<p>(種類毎の数量) 普通土のう袋 大型土のう袋 計</p> <p>百枚 百枚 百枚 百枚 百枚</p>
衛星携帯電話の有無	<p>あり なし (どちらか一方を記入する)</p>	<p>あり なし (どちらか一方を記入する)</p>

- 注) 記入様式が足りない場合は追加すること。
- 注) 土砂の数量は千m³を単位とする。
- 注) 粒調碎石・切込み碎石・玉石等の数量は百m³を単位とする。
- 注) ブルーシート類の数量は百枚を単位とする。
- 注) 土のう袋類の数量は百枚を単位とする。
- 注) リース契約会社分については、「自社(下請会社)」にリースできることが確認できる資料(様式自由)が添付された場合に評価する。確認できない場合は評価しない。
- 注) 建設資材の数量の記載単位は土砂は千m³単位(千単位未満は切り捨て)、他はすべて百単位(百単位未満は切り捨て)である。
< 例 土砂:11570m³ → 11千m³ 、 粒調碎石:4590m³ → 45百m³ 、 ブルーシート:468枚 → 4百枚 >
- 注) 衛星携帯電話の有無を確認できる資料(様式自由)を添付する。有無が確認できない場合は評価しない。
- 注) 下請会社と通年契約している場合は、下請会社が保有する建設資機材等について記載することができる。ただしこの場合は通年契約が確認できる資料(契約書等)を添付するものとし、確認できない場合は評価しない。記載する場合は「自社持ち」の欄に「自社持ち分」「下請会社分」と区別して記載する。
- 注) 保管場所が複数ある場合は「自社持ち」「リース会社分」欄に各々記載する。
- 注) 下請会社が複数ある場合は下請会社別に記載する。
- 注) リース契約会社が複数ある場合はリース契約会社別に記載する。
- 注) 建設機械の機種は適宜記載する。
- 注) 建設資材の種類は適宜記載する。
- 注) 記入欄の表示は記入例である。

災害協定等に基づく活動実績

会社名:○○○○建設株

①災害協定等に基づく活動実績の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること)
②災害協定及び活動内容	協定名:○○○○災害協定 相手方:○○○事務所、○○県 活動内容:○○工 ※工事内容を簡潔に記載。

注) 提出する実績は1件とする。(平成27年4月1日以降の実績に限る)

注) 災害協定等に基づく災害活動実績とは、下記の①又は②とする。

- ①災害協定を締結している国の機関、地方公共団体、特殊法人等により、緊急的に出動指示や対応指示を受け実施した所管施設の緊急復旧工事又は資機材の移送支援等の実績。
- ②災害協定を締結していないが、災害活動を実施したことに対して事務所長等から証明書や感謝状等が発行されている活動実績。

注) 災害協定等に基づく活動実績であることを証明する協定書(覚書等)及び契約書の写し、又は事務所長等が発行した災害活動実績に係る証明書や感謝状等の写しを添付すること。

注) 別記様式－Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域・片品川区域・烏川区域、・神流川区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)、浅間山区域においては関東地方整備局(港湾空港関係を除く)または北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)または中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の本局又は直轄事務所との災害協定に基づく、活動実績(資機材の移送支援等)がある場合、移送支援等は広範囲にわたることもあるため、活動実施した企業の本店所在地が本活動の施工都県内である場合は災害活動実績として認める。

注) 経常建設企業体にあっては、すべての構成員について災害協定等に基づく活動実績がある場合に限り評価する。

注) 記入欄の表示は記入例である。

別記様式-I

**地域への貢献(災害時の基礎的事業継続力)
災害時の基礎的事業継続力の認定状況の有無**

会社名:○○○○建設(株)

地域への貢献（災害時の基礎的事業継続力） 災害時の基礎的事業継続力の認定状況	あり なし (どちらか一方を記入すること)
認定年月日	平成〇年〇月〇日

注) 提出する案件は提出書類の提出期限日に有効な認定で、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川区域・片品川区域・烏川区域、・神流川区域においては関東地方整備局長、浅間山区域においては関東地方整備局長または北陸地方整備局長または中部地方整備局長の認定とする。

注) 災害時の基礎的事業継続力認定されていることを証明する認定書の写しを必ず添付すること

注) 記入欄の表示は記入例である。

(用紙A4版)

別記様式-J

技 力 (資格保有者)

会社名:○○○○建設株

番号	氏 名	生 年 月 日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- 注) 記載する資格保有者と会社との関係が確認できる資料(社員証または保険証、等)の写しを添付すること。
- 注) 1級土木施工管理技士の合格証明書の写しを添付すること。
- 注) 上表で足りない場合は行を追加すること。

別記様式-K

無人化施工への対応

会社名:○○○○建設株

① 無人化施工工事の実績		あり なし (どちらか一方を記入すること)
工事名称等	工事名称	○○○○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○ ~ ○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)

注) 提出する実績は1件とし公共土木工事に限る。

注) 無人化施工工事の実績については、記載する工事のCORINS書(登録されていない場合は契約書(工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等工事内容が確認できる資料を必ず添付すること。

注) 無人化施工の内容が確認できる資料(資料の種類は問わない)を添付すること。無人化施工工事の確認ができない場合は評価しない。

注) 記入欄の表示は記入例である。

② 無人化施工機械講習会への参加		参加した ()H27. 10. 29 ()H28. 10. 26 ()H29. 10. 26 ()H30. 12. 4 ()R1. 9. 4 参加していない (どちらか一方を記入すること。見学のみの参加は「参加していない」とする。)
注) 無人化機械講習会への参加については事務所資料により確認する。 当日の受付簿に記載が無い場合は評価しない。		

注) 複数回参加の場合も評価は同一とする。

注) 参加した場合は開催日の()に○(複数可)を付すこと。

別表－1

災害時応急復旧協定締結の評価基準

評価項目	選定の着目点	A	B	C	D
①企業の施工能力 砂防工事の施工実績 (別記様式－B)	平成17年4月1日以降に完成し引渡しが完了した施工実績 砂防工事：砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事の実績の有無 ※関東地方整備局管内または長野県内の砂防工事に限る。 ※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。	直轄工事の実績の実績 (3点)	特殊法人等の実績 (2点)	都道府県の工事の実績 (1点)	その他 (0点)
②工事成績 当該工種工事（河川・砂防工事）での過去2年間の工事成績評定点の平均点	当該地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の当該工種工事（河川・砂防工事）における平成30年4月1日から令和2年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	80点以上 (10点)	75点以上80点未満 (5点)	70点以上 75点未満 (2点)	70点未満 (含実績無し) (0点)
③近隣地域による施工実績 (別記様式－C)	平成22年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した当該県内における一般土木工事で、受注金額が500万円以上の施工実績 ※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。	利根川水系砂防事務所の発注工事による施工実績 (5点)	当該地方整備局他事務所または特殊法人等の発注工事による施工実績 (3点)	都道府県または市町村の発注工事による施工実績 (1点)	その他 (0点)
④優良工事表彰の有無 (別記様式－D)	当該地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事における令和2年度に受けた優良工事表彰の有無 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※同一年度に局長表彰及び事務所長表彰を同時に受賞した場合は、局長表彰のみを加点対象とする。	局長表彰あり (5点)	事務所長表彰あり (3点)		表彰無し (0点)
⑤安全管理優良受注者表彰の有無 (別記様式－E)	当該地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事における令和2年度に受けた安全管理優良受注者表彰の有無 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	局長表彰あり (5点)			表彰無し (0点)
⑥事故及び不誠実な行為	申請書類の提出期限日時点における、当該地方整備局長から受けた右欄に掲げる措置等の有無			口頭注意 (-4点)	・文書注意 ・修補請求日から修補完了（引渡）までの期間である ・契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である (各-8点)
⑦地域特性 (別記様式－F)	本店所在地から災害協定を希望する区域の担当出張所等までの一般道路を利用した場合の距離	5km以内 (10点)	5kmを超える 5km以内 (5点)	15kmを超える 30km以内 (2点)	30km超 (0点)

⑧建設資機材等の保有状況 (別記様式-G)	出動可能人員 自社(下請会社を含む)の作業員数	上位30% (10点)	中位40% (5点)		下位30% (0点)
	建設機械の保有状況(有無) 自社・契約リース会社持ちを合わせて、全ての機械類を1台以上保有する場合「あり」とする。	あり (5点)			なし (0点)
	建設資材類の備蓄量(有無) 自社・契約リース会社持ちを合わせて、全ての資材を1単位以上保有する場合かつ衛星携帯電話が「あり」の場合に「あり」とする。	あり (5点)			なし (0点)
⑨災害協定等に基づく活動実績 (別記様式-H)	平成30年4月1日以降、行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 ※災害協定等に基づく災害活動実績とは、下記の①又は②とする。 ①災害協定を締結している国の機関、地方公共団体、特殊法人等により、緊急的に出動指示や対応指示を受け実施した所管施設の緊急復旧工事又は資機材の移送支援等の実績。 ②災害協定を締結していないが、災害活動を実施したことに対して事務所長等から証明書や感謝状等が発行されている活動実績。	希望協定区域内において、当該地方整備局(含直轄事務所)との災害協定等に基づく災害活動(所管施設の緊急復旧工事)実績あり (10点)	希望協定区域内において、国機関、都県、政令市、特殊法人等との協定等に基づく災害活動(所管施設の緊急復旧工事又は資機材の移送支援等)実績あり (5点)	当該地方整備局(含直轄事務所)との災害協定等に基づく、災害活動(資機材の移送支援等)実績あり (3点)	災害活動実績なし (0点)
⑩地域への貢献(災害時の基礎的事業継続力) 災害時の基礎的事業継続力の認定状況 (別記様式-I)	申請書類の提出期限日に有効な当該地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無 ※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	認定あり (5点)			認定なし (0点)
⑪技術力(資格保有者) (別記様式-J)	1級土木施工管理技士の資格保有者数	上位30% (10点)	中位40% (5点)	下位30% (2点)	資格保有者なし (0点)
⑫無人化施工への対応 (別記様式-K)	公共土木工事での無人化施工の実績	砂防工事での施工実績 (5点)	砂防工事以外での施工実績 (3点)		施工実績なし (0点)
	無人化施工機械講習会への参加 (見学のみは参加実績としない)			参加実績あり (1点)	参加実績なし (0点)
総合的評価	上記評価項目での合計点で順位付けをし、災害時の業務の指示順の参考とする。 なお、同点の場合は上位ランクの数の優劣により順位付けをする。				

注) 当該地方整備局とは、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川流域・片品川流域・鳥川流域・神流川流域においては関東地方整備局、浅間山区域においては関東地方整備局または北陸地方整備局または中部地方整備局とする。

注) 当該県とは、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川流域・片品川流域・鳥川流域・神流川流域においては群馬県、浅間山区域においては長野県とする。

注) 当該地方整備局長とは、別記様式-Aにおける「希望する協定区域」が吾妻川流域・片品川流域・鳥川流域・神流川流域においては関東地方整備局長、浅間山区域においては関東地方整備局長または北陸地方整備局長または中部地方整備局長とする。